

伊万里市庁舎エレベータ内有料広告募集要領

(目的)

第1条 この要領は、伊万里市広告掲載要綱第4条第2項及び伊万里市広告掲載基準第2条に基づき伊万里市庁舎内エレベータ内部壁面への有料広告についての募集要領を定めることを目的とする。

(広告掲出の対象)

第2条 広告を掲出する個所は、伊万里市役所庁舎本館内エレベータの内部壁面とする。

(広告の規格及び掲出枠)

第3条 広告の規格については、B3判、B2判又はB1判とし、掲出箇所については、エレベータ内側壁面に設置のアルミ枠内とし、掲出枠については上限をB3判換算で6枠以内とする。

(広告の掲出期間)

第4条 期間は1ヶ月を最短単位とし、複数月及び年契約も可とする。

(広告の掲出料金)

第5条 1枚につき、B3判については月額3,000円、B2判については月額6,000円、B1判については月額9,000円とする。

なお、期間が1ヶ月を越え、1年に満たないときは、その始期の属する日の月から、終期の属する日の月までの月数により計算する。

(広告掲出の申込)

第6条 伊万里市庁舎内エレベータ内部壁面へ広告の掲出を希望する者（以下「申込者」という。）は、伊万里市庁舎内エレベータ広告掲出申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲出の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申込があった場合は、伊万里市広告審査委員会において「伊万里市広告要綱第4条第1項各号」、「伊万里市広告掲載基準第3条各号及び第4条各号」に基づき審査を行い掲出の可否について決定するものとする。

- 2 前項により掲出の決定がなされた場合であって、第3条に定める掲出枠を超える場合においては、抽選により掲出する広告を決定するものとする。
- 3 市長は、エレベータ内広告掲出（不掲出）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲出料の納付)

第8条 前条により掲出が決定した広告の申込者（以下「広告主」という。）は、第5条により算出される掲出料を市長が定める日までに一括納付しなければならない。

(広告掲出の経費)

第9条 広告掲出に係る広告の作成経費は広告主が負担するものとする。

(広告掲出の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲出の決定を取り消すことができる。その場合においてエレベータ内広告掲出取消通知書（様式第3号）を申込者に通知するものとする。

- (1) 広告主が広告掲載料を期限までに納付しなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (3) その他、市長が広告の掲出に支障があると認めるとき。

(広告掲出料の還付)

第11条 第8条に基づき既に納付された広告掲出料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲出ができなかった場合においては還付するものとする。

(広告掲出に伴う責任等)

第12条 掲出した広告の内容等に関する責任は、当該広告主が負うものとする。
2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲出を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(原状回復)

第13条 広告掲出期間中に広告の破損等が生じた場合、その損害が市の責任に帰する事由によるものである場合には市の責任において原状に復するものとする。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月7日から施行する。